

成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢について

市民部市民活動課

民法の改正に伴い、令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引下げられます。

本市における成人式は、20歳を対象に新しい門出を地域ぐるみで祝い励まし、新成人の自覚や意識を高めるために成人式実行委員会が企画・運営を行い、地域の皆様の協力を頂きながら中学校などの学校単位で開催しております。

成年年齢が18歳に引き下げられることにより、18歳での成人式の開催が想定されますが、18歳のタイミングでは大学受験や就職準備などの大事な時期と重なるなどの理由から、式典への参加が困難になることが懸念されます。

新成人とそこご家族に落ち着いた状態で式典に参加頂くため、本市の成人式は、令和4年度以降も現行どおり20歳を対象として開催いたします。

